

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

〒636-0055 奈良県北葛城郡河合町西穴間440-1

株式会社 水野組

代表取締役 水野光浩

TEL0745-57-2559 FAX0745-56-3660



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10 (水道法施行規則第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

〒636-0055 奈良県北葛城郡河合町西穴間440-1

株式会社 水野組

届出者

代表取締役 水野光浩

TEL.0745-57-2559 FAX0745-56-3664



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 水野組		
住 所	〒636-0055 奈良県北葛城郡河合町西穴間440-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 水野光浩		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所 事業所の所在地	北葛城郡河合町 西穴間370-2	北葛城郡河合町 西穴間440-1	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇440番1
株式会社水野組

会社法人等番号	1500-01-014258	
商号	株式会社水野組	
本店	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇370番地の <u>2</u>	
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇440番1	平成25年11月28日移転 ----- 平成25年11月28日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成6年2月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、とび・土工工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、管工事、水道施設工事、造園工事の設計・施工及び請負 2. 給排水・衛生設備工事の設計・施工及び請負 3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 4. 産業廃棄物収集運搬業 5. 古物の売買業 6. 家具・建具の販売 7. 事務用品の販売 8. 量水器の点検及びメーター検針、水道料金徴収 9. 産業廃棄物中間処理及び処分業 10. 一般廃棄物収集運搬業 11. 一般廃棄物リサイクル及び処分業 12. 人材派遣業 13. ビルの管理及び清掃業 14. 前各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成20年 3月 7日変更 平成20年 3月12日登記</p>	
発行可能株式総数	1600株	平成21年 5月20日変更 ----- 平成21年 6月 2日登記
		平成21年 6月 2日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成21年 5月20日変更 ----- 平成21年 6月 2日登記
		平成21年 6月 2日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>	

奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇440番1
株式会社水野組

資本金の額	金2000万円	平成21年 5月20日変更 ----- 平成21年 6月 2日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 水野光浩	平成25年 8月30日就任 ----- 平成25年 9月19日登記
	取締役 水野真知子	平成25年 8月30日就任 ----- 平成25年 9月19日登記
	取締役 水野宝	平成30年 1月10日就任 ----- 平成30年 2月21日登記
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇370番地の2 代表取締役 水野光浩	平成25年 8月30日就任 ----- 平成25年 9月19日登記
	監査役 村崎清秋	平成30年 1月10日就任 ----- 平成30年 2月21日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成30年 2月21日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 3月27日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 徳



株式会社 水野組 定 款

年	月	日	作成
年	月	日	公証人認証
年	月	日	会社成立

平成31年4月1日
 この定款は原本に相違ありせん
 (株) 水野組
 代表取締役 水野光浩



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 水野組 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、とび・土工工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、管工事、水道施設工事、造園工事の設計、施工及び請負
2. 給排水・衛生設備工事の設計・施工及び請負
3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
4. 産業廃棄物収集運搬業
5. 古物の売買業
6. 家具・建具の販売
7. 事務用品の販売
8. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県北葛城郡河合町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び株式1株の金額) 1,600株

第5条 当社の発行する株式の総数は、~~800株~~とする
当社の発行する株式1株の金額は、5万円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は5名以内とし、監査役は1名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

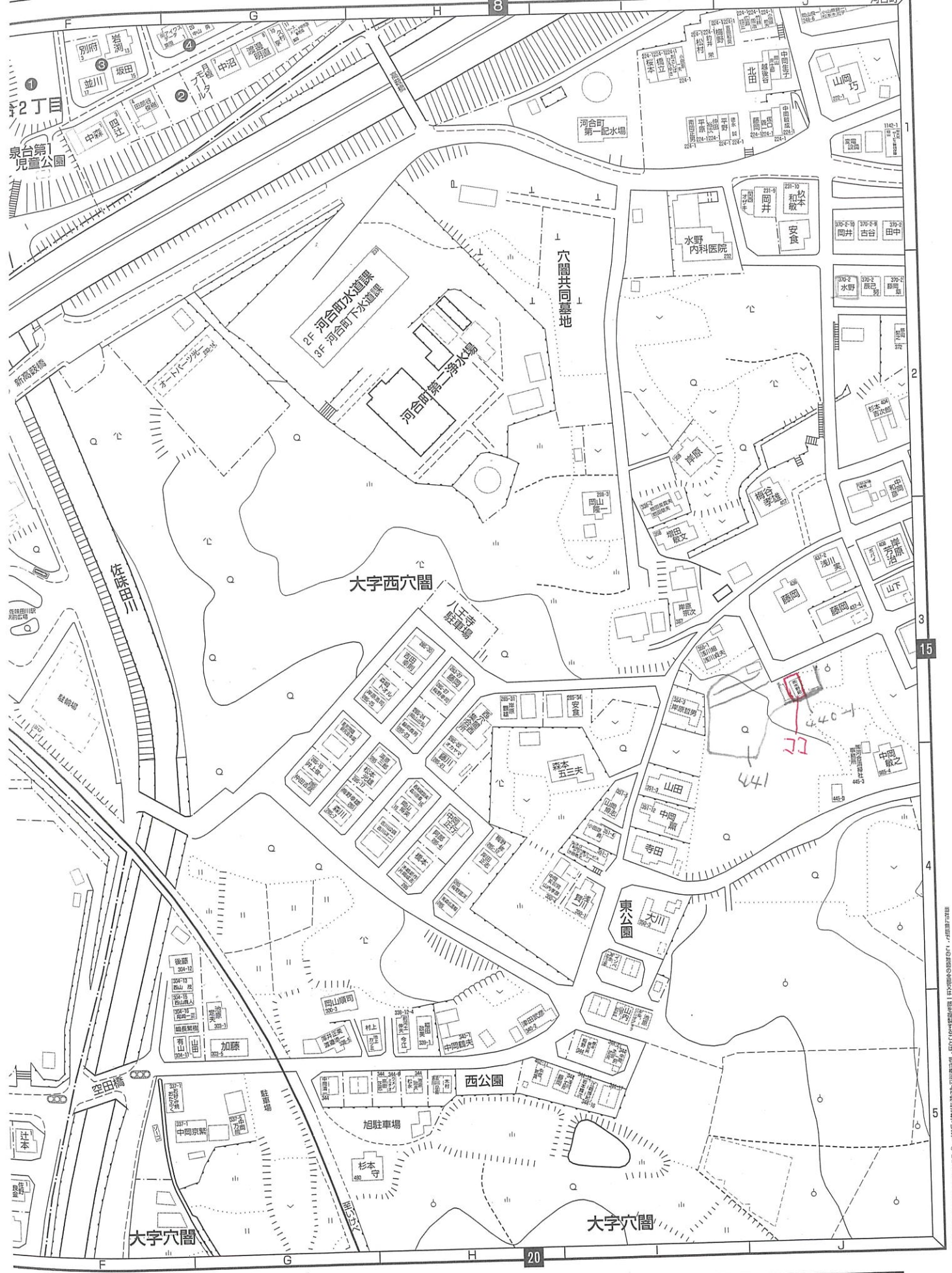
第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。



常駐警備・交通誘導・イベント警備・巡回警備・警備業全般
 あらゆる警備のご相談に応じます。必要人員の大小に関わらず、まずは御一顧下さい。優秀なスタッフを派遣いたします。
 奈良県公安委員会認定第151号 上牧町上牧4-2-5
奈良警備保障 有限会社 TEL 0745-76-8695
 0745-76-2033

© ZENRIN CO., LTD. 2005

水野組 (河合町)

